

10	を と る こ と か あ ら ず
9	議員は各党執行委員会の統制のもとに独自の行動
8	a. 共同委員会以外の事項については各党
7	八、削除せらるる各原案左の如し。
6	しめ答言することかあ ら ず
5	を認めたるものは代表者一名を共同委員会に出席せ
4	七、議員を有せざる無産党にして共同委員会にその資格
3	六、共同委員会は多数決制により下協議制とする。
2	す ん 。
1	共同委員会は無産党議員団を統制する権限を有